

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例
根 拠 条 項：第7条第2項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準に関する規程」を参照
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：

福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例に基づく
指示及び営業停止命令の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成13年福岡県条例第37号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、性風俗営業等を営む者（以下「営業者」という。）に指示及び営業の停止を命ずる場合における量定等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示処分 条例第6条の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第7条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 処分事由 条例第7条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、営業停止命令を行うべき事由をいう。
- (4) 条例違反行為 性風俗営業等に関し、条例の規定又は条例に基づく処分に違反する行為をいう。

(指示処分と営業停止命令との関係)

第3条 指示処分は、営業者の自主的な条例の遵守を促した上、違反状態の是正を図る制度であることから、条例第6条の規定に該当するときは、原則として、指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に、営業停止命令を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、指示処分を行わずに、直ちに営業停止命令を行うことができる。

- (1) 同種の条例違反行為に当たる悪質な条例違反行為を短期間に繰り返し、又は指導警告を無視する等指示処分によって自主的に条例を遵守する見込みがないと認められるとき。
- (2) 条例違反行為が行われ検挙して送致したとき。
- (3) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われたとき。

2 営業停止命令を行う場合において条例違反行為の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

(指示処分の基準)

第4条 指示処分を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 比例原則にのっとって行うこと。
- (2) 営業者に過大な負担を課さないものとする。
- (3) 条例違反行為と関連性のある内容とする。
- (4) 1回の違反について1回行うものとする。

(指示処分の手続)

第5条 指示処分は、福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則（平成13年福岡県公安委員会規則第11号）第4条に規定する指示書に不服申立てをすることができる旨を記載して行うものとする。

2 指示処分を行う場合は、福岡県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年福岡県公安委員会規則第5号）第20条に規定する弁明通知書を当該営業者に交付の上、弁明の機会を付与するものとする。

(指示処分の内容)

第6条 公安委員会は、指示処分を行う場合において、当該条例違反行為を直ちに解消させることが困難であると認めるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設け、必要に応じ、違反態様の解消方法を盛り込むものとする。

2 公安委員会は、指示処分により違反状態が解消された場合は、将来において同種の違反が行われることを防止するため、履行期間の設定その他の指示処分を行うものとする。

3 公安委員会は、条例違反行為の状況に応じ、前2項の指示処分を併せて行うものとする。

(指示処分の確認)

第7条 公安委員会は、指示処分を行った後は、当該営業者が指示処分の内容に違反していないかどうかを確認するものとする。

(営業停止命令の量定)

第8条 営業停止命令の基本的な量定は、別表に定めるところによるものとする。

(営業停止命令の併合等)

第9条 処分事由に当たる2以上の条例違反行為について同時に営業停止命令を行うときは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期が最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とするとともに、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の短期が最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期を合計した期間及び条例で定める期間を超えないものとする。

2 2以上の処分事由に該当する一つの行為について営業停止命令を行うときは、それらの処分事由に係る違反事項について定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

第10条 最近3年間に営業停止命令を受けた営業者に対し、営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令の処分事由に係る違反事項について前2条に定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の2倍の数を乗じた期間を、長期及び短期とする。ただし、その長期は、条例で定める期間を超えることはできない。

(営業停止命令の期間の決定)

第11条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、原則として別表に定める基準期間(第9条第1項に規定する場合は長期とされる量定について定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第9条第2項に規定する場合は長期とされる量定について定められた基準期間を基準期間とし、前条に規定する場合はその量定について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。)によることとし、次のような事由があるときは、情状により、前3条に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

(1) 処分を加重すべき事由

- ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- イ 指示処分中に、処分事由に係る行為を行ったこと。
- ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- エ 従業員の大多数が処分事由に係る行為に加担していること。
- オ 処分事由に対する改しゅんの情が見られないこと。
- カ 付近の住民からの苦情が多数あること。

- キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。
- ケ 料金の請求又は取立てに関して暴力団員が関与していること。
- コ 外国人の不法就労を助長する行為があること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、処分を加重すべき事由があること。

(2) 処分を軽減すべき事由

- ア 他人に強いられて処分事由に係る行為を行ったこと。
- イ 営業者の関与がほとんどないこと。
- ウ 最近3年間に処分事由に係る行為がなく、改しゅんの情が著しいこと。
- エ 具体的な営業の改善措置を違反後自主的に行っていること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、処分を軽減すべき事由があること。

別表（第8条、第11条関係）

区分	項	違反事項	関係条項	量定
条例第7条第1項	1	指示処分違反	条例第6条第1項	B
	2	公安委員会の命令（営業停止）違反	条例第7条及び第13条第1項	A
	3	料金表示に関する著しく低廉又は不当な表示違反	条例第3条及び第13条第2項第1号	C
	4	不当な勧誘、広告又は宣伝禁止違反	条例第4条第1項及び第13条第2項第2号	C
	5	不当な料金の取立て等の禁止違反	条例第4条第2項及び第13条第2項第2号	C
	6	標章の破壊、汚損又は取り除き違反	条例第8条第4項及び第13条第3	D

		項第1号	
7	報告又は資料の提出違反、虚偽の報告又は資料提出違反	条例第9条第1項及び第13条第3項第2号	E
8	立入りの拒否、妨害又は忌避違反	条例第9条第2項及び第13条第3項第2号	E
9	刑法(明治40年法律第45号。以下「法」という。)第159条第1項又は第2項に規定する罪に当たる違法な行為		C
	法第159条第3項に規定する罪に当たる違法な行為		D
10	法第161条(法第159条第1項又は第2項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為		C
	法第161条(法第159条第3項に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為		D
11	法第199条又は第203条(法第199条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為		A
12	法第201条に規定する罪に当たる違法な行為		D
13	法第204条に規定する罪に当たる違法な行為		B
14	法第205条に規定する罪に当たる違法な行為		B

15	法第206条に規定する罪に当たる違法な行為	D
16	法第208条に規定する罪に当たる違法な行為	D
17	法第209条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	E
18	法第210条に規定する罪に当たる違法な行為	E
19	法第217条に規定する罪に当たる違法な行為	D
20	法第218条に規定する罪に当たる違法な行為	C
21	法第219条に規定する罪に当たる違法な行為	B
22	法第220条に規定する罪に当たる違法な行為	C
23	法第221条に規定する罪に当たる違法な行為	B
24	法第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
25	法第223条に規定する罪に当たる違法な行為	D
26	法第235条又は第243条（法第235条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
27	法第236条又は第243条（法第236条に係る部分に限る。）に規定する罪	A

	に当たる違法な行為		
28	法第237条に規定する罪に当たる違法な行為		D
29	法第238条又は第243条（法第238条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
30	法第239条又は第243条（法第239条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
31	法第240条又は第243条（法第240条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
32	法第241条第1項に規定する罪に当たる違法な行為		A
33	法第241条第3項又は第243条（法第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
34	法第246条又は第250条（法第246条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		B
35	法第246条の2又は第250条（法第246条の2に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		B
36	法第248条又は第250条（法第248条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為		B
37	法第249条又は第250条（法第24		B

		9条に係る部分に限る。)に規定する罪に当たる違法な行為		
	38	法第261条に規定する罪に当たる違法な行為		D
	39	法第262条に規定する罪に当たる違法な行為		D
条例第7条第3項	40	指示後3月以内における受託者による勧誘又は広告若しくは宣伝違反	条例第6条第2項	B
条例第7条第4項	41	指示後3月以内における受託者による料金等の取立て違反	条例第6条第3項	B

備考 量定の内容は、次のとおりとする。

- 1 A 60日以上240日以下の営業停止命令
基準期間：条例違反は80日、刑法犯は160日
- 2 B 30日以上150日以下の営業停止命令
基準期間：条例違反は40日、刑法犯は80日
- 3 C 20日以上120日以下の営業停止命令
基準期間：条例違反は30日、刑法犯は60日
- 4 D 10日以上60日以下の営業停止命令
基準期間：条例違反は20日、刑法犯は40日
- 5 E 5日以上40日以下の営業停止命令
基準期間：条例違反は14日、刑法犯は28日